

埼玉県希少野生動植物種検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例に規定する指定希少野生動植物種、希少野生動植物保護区等、条例に関する必要な事項を検討することを目的として、埼玉県希少野生動植物種検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 条例の規定に基づく指定希少野生動植物種の候補種の選定
- (2) 条例の規定に基づく希少野生動植物保護区の候補地の選定
- (3) 条例の規定に関する事項のうち知事が必要と認めた事項

(委員)

第3条 委員会の委員は15名以内とし、学識経験者、民間団体の代表及び行政機関のうちから知事が選任する。

- 2 委員の任期は、3年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、委員の互選により、会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員会を代表し、その事務を掌理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集する。

- 2 委員会の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会長は、必要に応じて、委員会に委員以外の関係者の出席を要請することができる。

(部会)

第6条 委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会に必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、環境部環境科学国際センターで処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。